

## 内部監査の実施状況について

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

愛知労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
・局内各課室	(上期) 平成 21 年 6 月 3 日～同年 8 月 26 日の間で実施  (下期) 平成 21 年 12 月 2 日～22 年 1 月 25 日の間で実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・勤務時間管理に関する書類に ついて、記載誤り等が認められ た。  ・相談員の通勤手当について、 支給誤りが認められた。	・会計法令及び人事院規則等に基づき、書類記載 誤り等が起こらないよう適正な事務処理を行うこ ととする。  ・関係書類を複数で慎重に確認照合し、適正な事務 処理を行うこととする。
・名古屋北労働基準監督署 始め 14 署	同上	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・勤務時間管理に関する書類に ついて、一部の署で記載誤り等 が認められた。  ・小切手に資金前渡官吏の押印 後、廃棄処理が認められた。	・会計法令及び人事院規則等に基づき、書類記載 誤り等が起こらないよう適正な事務処理を行うこ ととする。  ・小切手振出等事務取扱規程に基づき、適正な事務 処理を行うこととする。
・名古屋中公共職業安定所 始め 18 所	同上	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	・勤務時間管理に関する書類に ついて、一部の所で記載誤り等 が認められた。  ・相談員の通勤手当について、 支給誤りが認められた。	・会計法令及び人事院規則等に基づき、書類記載 誤り等が起こらないよう適正な事務処理を行うこ ととする。  ・関係書類を複数で慎重に確認照合し、適正な事務 処理を行うこととする。